

閱覽用

令和8年度
大沢川発電所
構築物整備業務委託

特記仕様書

令和 8年 3月
山形県企業局
最上電気水道事務所

第1章 総括事項

第1節 一般事項

1 仕様書の適用

この仕様書は、大沢川発電所構築物整備業務委託に適用する。

2 業務委託名

令和8年度 大沢川発電所構築物整備業務委託

3 業務委託概要

本業務委託は、山形県企業局大沢川発電所において、発電機能及び衛生的環境の保持のため、以下の作業を行うものである。

- (1) 取水口管理
- (2) 発電所管理
- (3) 専用道路管理
- (4) 放水路管理
- (5) 車庫管理
- (6) 通信線路管理
- (7) その他管理
- (8) 緊急施設点検
- (9) その他、発注者で指示する事項

4 履行場所

山形県最上郡真室川町大字差首鍋地内

5 履行期間

自 令和8年 4月 1日から
至 令和9年 3月31日まで

6 業務委託範囲

本仕様書は、業務委託の大要を記載するものであり、記載のない事項であっても委託業務完了のため当然行うべき事項は行わなければならない。

7 法令等の遵守

- (1) 業務委託を行うにあたり、受注者は、労働安全衛生法等関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、業務の責任者（管理者、主任者）については、正規職員や社会保険被保険者を配置すること。

8 諸手続き及び費用の負担

- (1) 受注者は、業務委託に必要な関係官公署等への諸手続きを行うとともに、その結果等を発注者に報告しなければならない。

(2) 上記に伴う費用は、受注者の負担とする。

9 疑義の解釈

(1) この仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は、発注者の解釈による。

(2) 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符号しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

第2節 業務委託

1 業務委託用資材

業務委託上必要な資材、工具、消耗品等は、発注者にて無償支給する。

ただし、現場間の移動や資材運搬に必要な車輛及びその燃料については、受注者側で用意するものとする。なお、業務に必要な資材は車庫（発電所から約2.6km）に保管されている。

2 業務用電源

仕様書上特に記載のない場合は、発注者において次の電源を無償支給する。

単相交流100V 及び 三相交流200V 各50Hz

3 仮設備

(1) 発注者の施設を現場事務所として貸出さないものとする。

(2) 作業員の休憩場所として発注者の施設を無償で貸し出すが、使用に際しては、発注者の指示に従うこと。

4 業務管理

受注者は、作業員名簿、作業日報等と写真（作業前、作業後、作業中）を添付し、発注者に提出しなければならない。

5 業務完了承認

業務委託に関し、仕様書、又はあらかじめ発注者が指示した業務委託完了段階毎に発注者の承認を受けなければならない。

6 通常作業時間

作業時間は、午前8時から午後5時まで（以下「通常作業時間」という。）とする。災害発生時、または、発注者の指示により、通常作業時間以外で作業を実施した場合は、業務委託契約書に基づき作業料金の割り増しを行うものとする。

7 クレーンの使用

(1) 受注者が県所有のクレーンを使用する場合は、発注者の許可を得ること。また、運転、玉掛け有資格者を個々に選任し、資格を証明する書類の写しを発注者に提出すること。

(2) クレーン使用に際し、必ず作業前点検を行うこと。

(3) クレーン種別

取水ロジブクレーン 定格荷重 2.93 t

クレーン運転の業務に係る特別教育修了、技能講習修了、または免許が必要である。

※ なお、玉掛け作業には、玉掛け技能講習修了が必要となる。

8 他工事との協調

同一場所において工事が施工されている場合は、互いに協調して円滑に図らなければならない。

第3節 作業管理

1 事故防止

- (1) 受注者は、常に作業の安全を留意して管理を行い、事故防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、作業中、流水及び交通の妨害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう十分な措置をしなければならない。
- (3) 履行場所及びその周辺にある地上、地下の施設構造物に対しては、作業に伴い支障を及ぼさないよう関係者と協議のうえ、必要な処置をしなければならない。
- (4) 火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合は、関係法令の定めるところに従い、その保管及び取扱いについて、万全の方策を講じなければならない。
- (5) 電気火傷等、電気事故特有の危険性を認識し、事故が発生した場合の救護と連絡系統について周知しなければならない。
- (6) 履行場所が危険なため、一般の立入りを禁止する必要がある場合は、その区域に適切な柵を設けるとともに、立入禁止の標示をし、夜間は適切な照明を施さなければならない。
- (7) 豪雨、出水その他天災に対しては、平素から天気予報等について十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかななければならない。

2 安全管理

受注者は作業の安全確保に努め、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 作業には作業に適した被服、保護具を着用させ、危険の防止を図ること。
- (2) 履行場所において設置されているバリケード内には立ち入らないこと。
- (3) 作業は複数人で実施すること。
- (4) 作業前に危険予知活動を励行し、作業員全員の安全意識を高めること。
- (5) 点検作業中において異常を見つけた場合には、作業者のみで対応せず、速やかに発注者に報告するとともに、その指示により行動すること。
- (6) 受託者は作業員に対して、具体的な電気事故事例を示しながら安全教育を行うこと。

3 整理・整頓

受注者は、作業中、交通及び保安上の支障とならないよう機械器具等を使用のつど整理・整頓しておかななければならない。

4 既設備損傷時の修復

作業中、誤って他の既設工作物を損傷させた場合は、発注者に速やかに報告するとともに、その指示により早急に修復しなければならない。

5 緊急時の対応（地震や災害時）

業務委託上、発注者より作業の指示があった場合には、1時間以内に発電所へ到着できるような体制を確保しなければならない。また、真室川町管内において震度4以上の地震については、連絡がなくとも自主的に出動し、点検を実施した結果を報告すること。

第4節 提出書類

1 一般事項

- (1) 受注者は、次項の書類等を発注者に提出すること。
- (2) 様式、提出先、提出期限及び部数は次項及び発注者の指示によること。
- (3) これに伴う費用は、受注者の負担とする。

2 品目、様式、提出期限及び部数

No.	品目	様式	提出期限	部数
1	作業責任者届	様式1	契約後速やかに	2
2	緊急時体制表	A4版	契約後速やかに	2
3	作業員名簿	A4版	契約後速やかに	2
4	月間作業予定表	様式2	前月25日まで	2
5	作業日報	A4版	作業の翌月速やかに	1
6	作業写真	A4版	作業の翌月速やかに	1
7	災害時緊急点検報告書	様式3	点検後速やかに	1
8	その他必要な書類	任意		1

1. 作業内容

作業内容は下記によるが、気象条件などにより、実施回数を変更する場合があるものとする。年間の作業月一覧は、別表1のとおりである。

1 取水口管理

- (1) 取水口巡視 【4～11月：週2回、12月～3月：週1回】

以下の項目の確認を行う。

- ・取水口スクリーンの状態
(外観、除塵の必要性、流木の詰り、ゲートフックの状態)
- ・取水口の除塵
塵芥がある場合には、発注者に連絡すること。発注者から指示がある場合、塵芥を収集し、指定の場所（取水口ジブクレーン周辺）に保管すること。

- ・ダム水位の状況
(水位変動によりポンツーンの上下位置に異常がないか、水面の状況)
 - ・ジブクレーンの状態
(外観、停止位置、油圧ホースからの漏れがないか)
 - ・ゲート室の状態
(外観、入り口周りの除雪、雪下ろしの必要性、施錠の状態、揚程指示計の指示)
 - ・船舶の状態
(外観、転覆の有無、ロープの長さに余裕があるか)
 - ・その他、指示された内容について
- (2) ゲート室清掃 【4月、11月】
清掃は、掃き清掃、床の乾拭き、整理整頓、必要に応じて蜘蛛の巣取り及び指示した事項を行う。
- (3) 船舶設置撤去 【設置：4月 撤去：11月】
- ①雪解けの4月頃に車庫から取水口に設置する。
 - ②11月頃に取水口から車庫に運搬し保管する。
- (4) ポンツーン設置撤去 【設置：4月 撤去：11月】
- ①設置については、4月に発電所の搬入床盤から運搬し、取水口に荷を下ろし設置すること。
 - ②撤去については、11月に取り外し、洗ってから発電所の搬入床盤及び車庫に保管すること。
- ※ ポンツーン設置、撤去の際は取水口のジブクレーンを使用することができる。
- (5) 取水口ポンツーン整備 【調整は必要に応じて実施する。年1回程度】
- ①調整
 - ・ダム水位が低下しEL. 181.000に到達する可能性がある場合は、補助用ポンツーンを吊り揚げ、ポンツーンをクレーンワイヤーで固定する。
 - ・ダム水位が上昇しポンツーンの固定を解除する必要がある場合は、ワイヤーを取り外し、ポンツーンを設置する。
 - ②点検
 - ・取水口ゲート全閉またはダム水面に塵芥が少ない時期にポンツーンを吊り揚げ、外観の確認を行う。
- (6) 制水ゲート整備 【年1回】
取水口の制水ゲート巻上機について外観点検及びグリスアップを行う。
- (7) ゲート室雪下ろし 【必要に応じて実施する。12～3月で8回程度】
雪下ろしは、垂直積雪量が1mを越えた場合に行うものとする。ただし、積雪した雪がしまり構築物等を破損させる恐れがある場合も行うものとする。
- (8) 取水口クレーン雪囲い設置撤去 【撤去：4月 設置：11月】
- ①雪解けの4月頃に雪囲いを撤去し、車庫に資材を運搬し保管する。
 - ②11月頃に車庫から資材を運搬し取水口クレーンに雪囲いを施す。

2 発電所管理

(1) 所内点検清掃 【定期 毎月2回】

以下の項目などを目視にて確認する。

- ・燃料タンク及びドラム缶の状態
(潤滑油、灯油、ガソリンなどの漏れの有無)
- ・施錠の状態
- ・電話通信の状態
- ・水回りの状態 (冷却水、蛇口、便所の状態、凍結していないか、水量の確認)
- ・漏水の有無
- ・照明の状態 (照明の消し忘れがないか)
- ・整理整頓の状態
- ・その他、指示された内容について

清掃については、発電所内、変電所内、封水用上水槽及び保安トンネルの掃き掃除、床の乾拭き、便所清掃、備品等の整理整頓、必要に応じて水まき清掃、蜘蛛の巣取り及び指示した事項を行う。

(2) 発電所及び変電所の屋根、発電所裏の清掃 【年2回】

掃き清掃を行い塵埃 (土砂、落ち葉、枝など) の除去をする。

(3) 水道タンク清掃 【年2回】

雑用水として使用している沢水をためるタンクの点検清掃を実施する。

(4) 機械設備整備

①冷却水ストレーナ動作試験 【4～11月：週2回、12月～3月：週1回】

冷却水ストレーナの動作に問題がないか動作試験を実施する。

また、発注者の指示があれば動作タイマーの変更を実施する。

②油回収装置点検 【4～3月：月1回】

排水ピットに油が浮遊していないか確認し、必要に応じて回収槽の油を廃油缶に移しかえる。

③水車点検 【4～11月：週2回、12月～3月：週1回】

水車周辺の状況を目視点検し、発注者に報告すること。原則として、水車周辺には近付かないこと。ただし、緊急に対応する必要がある場合のみ、発注者の指示により給油を実施するものとする。

④冷却水量点検 【4～11月：週2回、12月～3月：週1回】

冷却水量を確認し、規定より少ない場合は発注者に報告すること。

早急に調整を実施しないと、発電機が停止に至ると予想される場合のみ、発注者の指示のもと調整を実施するものとする。

(5) 構内除雪 【必要に応じて実施する。12～3月 月2回】

構内除雪は、人力による除雪とする。

3 専用道路管理

(1) 路面人力清掃 【年5回】

路面清掃は、掃き清掃等を行い塵埃 (土砂、落ち葉、枝など) の除去をする。

(2) 側溝及び集水桝人力清掃 【年4回】

清掃は、側溝及び集水桝で流れを妨げる土砂などを除去する。

- (3) ガードロープ調整 【張り：5月 緩ませ：11月】
 転落防止用ガードロープの調整については、雪崩による支柱の曲がり防止のため冬期間前後に調整する。支柱に破損などがあれば、発注者に報告すること。
 また、ガードロープのポストなどに目印になるような色のテープ又は塗装を施すこと。
- (4) 除草 【年3回】
 専用道路は、境界内を除草する。
- (5) 入口門設置撤去 【設置：4月 撤去：11月】
 ①設置については、4月に車庫から資材を運搬し、専用道路の入口に取付ける。
 ②撤去については、11月に取り外し車庫に保管する。
- (6) 転落防止柵設置撤去 【設置：4月 撤去：11月】
 ①設置については、4月に車庫から資材を運搬し、明神橋に取付ける。
 ②撤去については、11月に取り外し車庫に保管する。
- (7) 保安トンネル清掃 【年3回】
 清掃は、掃き清掃等を行い塵埃（土砂、落ち葉、枝など）の除去をする。
- (8) 保安トンネル入口除雪 【必要に応じて実施する。12～3月 月4回程度】
 山より雪崩が発生しトンネル入口前が封鎖されるため、それを除去すること。
- (9) 明神橋欄干設置撤去 【設置：4月 撤去：11月】
 保安トンネル入口除雪、明神橋除雪及び雪崩からの破損防止のため、橋欄干の一部の取外しを行う。
- (10) 明神橋除雪 【必要に応じて実施する。12～3月 月1回程度】
 除雪は、垂直積雪量が0.5mを越えた場合に行うものとする。
- (11) スノーモービル走行用道付け
 【必要に応じて実施する。12～3月 月4回程度 臨時2回】
 国道から保安トンネルまで林道及び専用道路にスノーモービルが走行できるように道付けをする。
- (12) スノーモービル点検 【12～3月 運行前毎】
 型式 ヤマハ発動機製 スノーモービル Venture Multi Purpose 2011年モデル
 運行前に以下の点検を行うこと。
- ・レバー類の状態
 (スロットル及びブレーキレバーを操作しスプリング力で戻るか、ブレーキの効きと遊びがあるか)
 - ・トラックやサスペンションの状態
 (トラック及びサスペンション内に雪が詰って凍結していないか)
 - ・ガソリン、オイル量の点検補充
 - ・灯火類の確認
 - ・Vベルトとプラグ予備の有無
- (13) スノーポール設置撤去 【撤去：4月 設置：11月】
 国道から保安トンネルまでの林道及び専用道路が積雪により道幅がわからなくなるので、目印としてスノーポールや竹を設置する。

4 放水路管理

- (1) 転落防止柵設置撤去 【設置：4月 撤去：11月】
 - ①設置については、4月に車庫から資材を運搬し取付ける。
 - ②撤去については、11月に取り外し車庫に保管する。
- (2) 除草 【年2回】

除草については、境界内を除草する。
- (3) 除雪 【必要に応じて実施する。年2回程度】

放水路及び放水路ゲート付近を除雪する。

5 車庫管理

- (1) 清掃 【月1回】

清掃については、掃き掃除、備品等の整理整頓、必要に応じて蜘蛛の巣取り及び指示した事項について行う。
- (2) 除草 【年3回】

除草については、車庫の廻りを除草する。
- (3) 除雪 【必要に応じて実施する。12月～3月 週2回程度】

除雪については、ダム管理事務所敷地から車庫入口までを除雪機及び人力により除雪し、スノーモービル運搬ができるようにする。また、車庫廻りについても構築物等を破損させる恐れがある場合には行うものとする。
- (4) 雪下ろし 【必要に応じて実施する。年8回程度】

雪下ろしについては、垂直積雪量が1mを越えた場合に行うものとする。ただし、積雪した雪がしまり構築物等を破損させる恐れがある場合も行うものとする。

6 通信線管理

- (1) 通信線点検路除草 【年3回】

鉄塔までの通信線点検路を除草する。
- (2) 通信線鉄塔除草 【年3回】

鉄塔1号から7号までの通信線下の境界内を除草する。

※ 鉄塔は県所有であるが、通信線はNTT、線路下の土地は山形森林管理署からの借受地である。周辺も国有林であるため、作業の際は他者の資産に損害を与えることのないよう十分注意すること。
- (3) 支障木伐採 【必要に応じて実施する。】

通信線に近い樹木について枝払いを実施する。

7 その他管理

- (1) 境界杭点検 【年1回】

図面等を元に境界杭を点検し報告すること。

8 災害時における緊急施設点検

- (1) 現場踏査 【年1回】

地震、台風、その他自然災害、火災等が発生した場合に、発注者の指示により施設の点検を行い、最上電気水道事務所に報告する。なお、真室川町管内で震度4以

上の地震が発生した場合は、連絡がなくとも自主的に出動し、点検を実施した結果を報告すること。ただし、冬期間については、車で容易に行ける施設の点検のみとし、その他の施設については、発注者の指示を仰ぐこと。

- (2) 訓練 **【年1回】**
実施日時、内容等の詳細は発注者と協議するものとする。
 - (3) 報告書作成
点検結果、現場状況写真をまとめ点検後、速やかに報告する。
 - (4) 点検体制
緊急体制の標準体制は、作業責任者と作業員1名の計2名を原則とし、必ず複数人で点検を実施すること。
緊急点検は休日、夜間を問わず実施するものとする。
 - (5) 点検内容
別添の様式3を使用し点検を実施するものとする。
- 9 その他、発注者で指示する作業 **【年20回】**
必要に応じ、打合せにより決定する。

第3章 業務委託上の注意事項

- 1 業務委託上必要な資材は、原則として車庫で引渡すものとし、業務終了後は車庫に返却すること。
- 2 『第2章 作業内容』に記載されている全ての作業は、毎月初めに渡す作業指示書及び発注者の指示に基づいて行うものとする。
- 3 発電所の変電所には、特別高圧（電圧33,000V）の機器があるため、労働安全衛生規則で定められた離隔距離（80cm以上）を保ち、電気用ヘルメットなどの保護具を着用するなど十分に安全に留意すること。また、作業以外で立ち入らないこと。配電盤内は、充電部分があるため、清掃は不要である。盤扉を開けないように徹底すること。
- 4 発電所には、高速、高圧、高温になる機器があるため、本仕様書や別途打合せで指示のあったもの以外には触れないこと。
- 5 水際、高所、斜面での作業は必ず安全帯を使用し、転落や滑落事故に備えること。また、十分に足場を確保したうえで作業を行うこと。
- 6 作業前後に、最上電気水道事務所並びに鶴岡電気水道事務所に対して連絡を行うこと。連絡事項は、作業内容、作業時間、作業場所、作業人数等とし、事務所側と十分に意思疎通を図ること。

- 7 作業前に危険予知活動を実施し、作業範囲、充電部等の危険箇所の周知徹底を図ること。また危険予知活動を行った際は、実施状況を作業日報に記載すること。
- 8 天候の急変や自然災害など、作業を行う場合に危険と判断される事態が生じた場合は作業を中止し、直ちに発注者と協議すること。
- 9 冬期間の大沢川林道は除雪されないため、国道から発電所までは、車での移動ができない。
県の所有するスノーモービルを貸出すことができるが、速度の出しすぎなど危険な運転は行わないこと。また、大沢川林道には雪崩危険箇所が存在するため、作業員に周知徹底を図るとともに、安全には万全を期すこと。
- 10 発電所内の水道は殺菌処理などを行っていないため飲用できない。また、発電所は山間部にあり、熊などの猛獣が生息しているため、作業の際は注意すること。

1.1 報告及び記録

受注者は、本仕様書に定める業務を行った場合は、完了後速やかに次の事項について発注者に報告するものとし、作業日報に記録するものとする。

- (1) 施設全般の異常の有無
- (2) 実施した作業の内容
- (3) 作業開始及び終了時刻
- (4) 作業者名
- (5) その他必要と認められる事項

- 1.2 各作業にかかる安全管理上の注意点は、別表2のとおりである。